

## ヘルメット購入者の方へのお知らせとお詫び

平成 22 年 5 月 27 日  
(財)日本自転車競技連盟

先週、本連盟が承認の上発行、公認申請社・代理店がヘルメットに貼付の上、小売店に納入している公認証紙について、以下の事象が発覚いたしましたので取り急ぎご報告いたします。

購入された皆様並びに関係者には多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます

また、今後二度とこのようなことが発生しないよう業務体制の見直し等を実施していく所存でございます。

### 記

#### 1. 事 象：

- ( 1 ) 5 月 6 日 ( 木 ) ヘルメット公認証紙 30,000 枚が業者より納入、同日から公認申請社・代理店 6 社に発送。
- ( 2 ) 5 月 21 日 ( 金 ) 一部代理店より証紙内に記載されているべき「APPROVED」の文字が「RECOMMENDED」と記載されていることの報告があり、納入業者に確認し、5 月 6 日 ( 木 ) 納入、発送済みの分全てであることが判明しました。
- ( 3 ) 同日から、発送済みの全代理店に事実の連絡、状況確認と共に、近日中の正しい証紙への差替えをお願いしました。
- ( 4 ) 5 月 22 日 ( 土 ) 納入業者より正しい証紙の納入を受け、同日中に誤発送済みの代理店に発送作業を実施、完了しました。
- ( 5 ) 5 月 26 日 ( 水 ) 調査段階での状況 ( 下表参照 )

下表のとおり、現時点で合計 196 枚の誤証紙が貼付されたヘルメットが代理店より直接お客様に、または小売店に納入され販売された可能性があることとなります。

## 誤証紙が貼付されたヘルメット

	製造社	形式名	5月26日時点で差替えが不可能な証紙枚数
1	BELL SPORTS, INC.	VOLT	46枚
2	LAZER Helmets	NIRVANA	合わせて100枚
3	LAZER Helmets	HELIUM	
4	LIMAR S.r.L	LIMAR PRO 104 Ultra Light	合わせて50枚
5	LIMAR S.r.L	LIMAR PRO 104 CARBON	

### 2. 対象ヘルメット

上表に該当するヘルメットを本年5月7日（金）以降に購入された方で、ヘルメットに貼付されている連盟証紙（別紙「ヘルメット公認、推奨要領2009」に記載されている丸型、白色）をご確認下さい。

証紙内に記載されている文字が「RECOMMENDED」と表記されていれば、今回の該当ヘルメットとなります。



正しい証紙

× 誤証紙

### 3. 今回の対応：

#### (1) 誤証紙の貼付されたヘルメットの使用について

該当ヘルメットは、規則どおりの検査を受け、公認のための手続きを経たものでありますので、本連盟競技規則第11条（ヘルメット）に規定する、本連盟の公認した「JCF」の標示のあるヘルメットと同等のものであることを認定いたします。

#### (2) 誤証紙の貼り換えを希望される方

以下、の方法で対応させていただきます。

連盟での対応。

誤証紙を貼付したままの状態のヘルメットを着払いにて連盟宛送付して下さい。

お電話等にて確認の上、正規の証紙を新たに貼付させていただくか、誤証紙を剥がした上に、正しい証紙を貼付の上、返送いたします。

誤証紙のみではなく、ヘルメットに貼付したまま送付をお願いします。お客様が証紙を剥がそうとすると、本体を傷つける恐れがありますので、お止め下さい。

正しい証紙のみの送付依頼については、対応しかねますことを申し添えます。

連盟職員が出張する大会（別紙参照）に参加した場合  
連盟職員がその場で対応させていただきます。

今後の状況について

本ホームページにて適宜ご報告いたします。

今後、二度と同様なケースが生じないためチェックを二重化する等適正な事務執行に努めてまいります。

### 5. お問い合わせ先

〒107-005

東京都港区赤坂1-9-3

日本自転車会館3号館3階

(財)日本自転車競技連盟事務局総務部

電話 03 - 3582 - 3713

FAX 03 - 5561 - 0508

6 . 参考 : 別紙「ヘルメット公認、推奨要領 2009」

皆様におかれましては、多大なご迷惑とご不便をおかけすることとなり、  
改めてお詫び申し上げます。

## (財)日本自転車競技連盟職員が対応する大会

- 1 . 5 月 29 ~ 30 日 : 第 79 回全日本アマチュア自転車競技選手権大会トラック  
レース : 岐阜県・岐阜競輪場  
: 2010 年ジュニアオリンピックカップ自転車競技大会
- 2 . 6 月 12 ~ 14 日 : ACC トラック・アジアカップ 2010 日本ラウンド  
: 北海道・函館競輪場
- 3 . 6 月 13 日 : 2010 年全日本選手権個人タイム・トライアル・ロードレー  
ス : 秋田県・大湯
- 4 . 6 月 26 ~ 27 日 : 第 13 回全日本自転車競技選手権大会ロードレース  
第 79 回全日本アマチュア自転車競技選手権大会ロード・  
レース  
第 15 回ジュニア全日本選手権ロードレース  
: 広島県・中央森林公園
- 5 . 8 月 20 ~ 22 日 : 第 45 回全国都道府県対抗自転車競技大会  
: 山口県・防府競輪場・美弥
- 6 . 9 月 19 日 : 日本スポーツマスターズ 2010 自転車競技会  
: 三重県・伊勢
- 7 . 9 月 26 ~ 30 日 : 第 65 回国民体育大会自転車競技会  
: 千葉県・松戸競輪場、南房総
- 8 . 10 月 10 日 : 熊本国際ロード 2010 : 熊本県・山鹿市
- 9 . 10 月 16 ~ 17 日 : 第 13 回全日本自転車競技選手権大会トラックレース  
: 宮城県・大和町
- 10 . 10 月 24 日 : 2010 ジャパンカップサイクルロードレース  
: 栃木県・宇都宮市
- 11 . 10 月 24 日 : 第 6 回全国ジュニア自転車競技大会  
: 三重県・四日市
- 12 . 11 月 3 日 : 2010 全日本チーム対抗自転車競技大会  
: 静岡県・日本 CSC
- 13 . 11 月 13 ~ 14 日 : ツール・ド・おきなわ 2010 : 沖縄県・名護市他
- 14 . 12 月 12 日 : 第 16 回全日本シクロクロス選手権大会  
: 滋賀県 : 野州



1983年 2月制定  
1993年 11月改訂  
1995年 5月修正  
2005年 4月修正  
2007年 6月改訂  
2010年 2月改訂

## ヘルメット公認/推奨要領 (2009)

(財)日本自転車競技連盟

本連盟は自転車競技の安全と競技としての特質を考慮し、本連盟および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットを次により公認する。また、自転車スポーツの安全な普及振興を図るためのヘルメット推奨制度を設ける。この推奨ヘルメットは自転車競技用の公認ヘルメットとはみなさない。

### 1. 公認または推奨の申請者

- ① 日本国内において公認または推奨を取得しようとするヘルメットの販売権を持つものは、当該ヘルメットの公認または推奨を本連盟に申請することができる。
- ② 公認または推奨の申請者は本連盟競技規則およびヘルメット公認要領を順守し、かつ当該ヘルメットの品質に責任を持たなければならない。

### 2. 公認の条件

- ① 本連盟競技規則、ヘルメット公認要領および公認ヘルメット検査基準に適合していること。
- ② 別に定める公認申請書により申請し、認可を受けること。
- ③ 認可にあたり本連盟は、ヘルメットの構造、形状、付属品等の状態により、必要とする場合はその使用条件に制限を加えることがある。
- ④ 公認の期限は、認可の翌日よりその後迎える3月31日まで有効とする。
- ⑤ 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、公認された形式のヘルメット以外の物の使用を禁止する。したがって、公認された形式のヘルメットには、公認ヘルメットを示す証紙を貼付する。
- ⑥ 証紙は当該ヘルメットが公認されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。公認申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- ⑦ 公認された形式のヘルメットは出荷時にその全数に公認ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- ⑧ 公認ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- ⑨ 広告物に本連盟公認の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。

### 3. 推奨の条件

- ① 本連盟ヘルメット公認/推奨要領および公認ヘルメット検査基準に適合していること。
- ② 別に定める推奨申請書により申請し、認可を受けること。
- ③ 推奨の期限は、認可の翌日よりその後迎える3月31日まで有効とする。
- ④ 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、推奨のみを与えられた形式のヘルメットは使

用できない。推奨された形式のヘルメットには、推奨ヘルメットを示す証紙を貼付する。

- ⑤ 証紙は当該ヘルメットが推奨されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。推奨申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- ⑥ 推奨された形式のヘルメットは出荷時にその全数に推奨ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- ⑦ 推奨ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- ⑧ 広告物に本連盟推奨の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。また、競技には使用できないことを明示しなければならない。

#### 4. 公認または推奨の取り消し

上記の各号に違反した場合は公認または推奨を取り消す。

公認証紙見本



推奨証紙見本

